

官報号外

昭和四十一年四月二十二日

○第五十一回 衆議院会議録 第四十四号

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午後二時 八分開議

昭和四十一年四月二十二日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

昨二十一日の防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改定する法律案の趣旨説明に対する質疑についての答弁及び再質疑

春闘に関する緊急質問(横路節雄君提出)

雇用対策法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

昨二十一日の防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改定する法律案の趣旨説明に対する質

疑についての答弁及び再質疑

○議長(山口喜久一郎君) この際、昨日の防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改定する法律案の趣旨の説明に対する横路節雄君の質疑について、内閣総理大臣の答弁を求めます。内閣総理大臣佐藤榮作君。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 横路君にお答えいたします。

昨日は私、所用のために、お尋ねを直接聞いてお答えできなくて、たいへん申しわけございません。きょうあらためてお答えをする次第であります。お尋ねになりました点を、速記その他について検討いたし、また、事前に質疑項目等について御提出になりましたそれらの点でお答えをいたしましたので、あるいは一部違つておりますが、そなへになりました点を、速記その他の問題でありますので、その処理方法につきましては十分考えておきたいと思います。私どもまた外務省も申しておりますのは、ただいまの状態に重大なる変更のない限り、安全保障条約があることは望ましい、かように申しておるのであります。次のお尋ねは、現行の安全保障条約は、すなはち、核安全保障条約ではないか、こういうことであります。核安全保障条約といふことは、どういう意味か、私はちょっと解しかねますけれども、私は昨年ジョンソン大統領と会いました際に

は、ジョンソン大統領は、日本に対する外部からのいかなる侵略に対しても日本を防衛する、かように申しております。これは通常兵器による、あるいは核兵器、近代的兵器による、そういう区別なしに日本を防衛する、かように申しておるのではありません。かような意味で、もしも核攻撃に對して日本が守られる、それが核安全保障条約だ、かのように言われるなら、そのとおりお考えになつていいと思います。しかし、アメリカが安全を保証で日本を守る、それは全然別の問題であります。私どもは、しばしば申し上げましたよ

うに、日本は核基地は提供しませんし、核基地は持たない、核の持ち込みはお断わりします、かくようには御了承いただきたい。何にも両方で意見を述べないと、そのまま続いていくのだ、もしも廢棄の通告をすれば、その後一年たつてこれが廢棄される。こういうことでありますから、その点は横路君は誤解を持たれないと思いますけれども、国民の一部では、この話を聞きますと、十年たつたら期限が来るじゃないか、すぐかのように考

えますので、この点は誤解のないようにいたした

いからよう思います。したがいまして、今日か

らどういうような処理をするか、これはまだ先の

問題でありますので、その処理方法につきましては、どういうような懸念を持たれるようではあります。私が、このまま続いているので、どういふふうに申しておるのではありませんから、これまで誤解のないようにお願いしておきます。

それで、ただいまのようにお断りしますが、

今は基地を提供しませんが、そこで、いわゆるア

メリカの核のかさというような議論がしばしば出

るわけでございます。このアメリカの核のかさに

入つておる限り、日本の主張は非常に弱いのでは

ないか、また、そういう意味では国民をだまし、

そのうち必ず核武装することになるのではないか

るわけでございます。

その上で、たゞいまのようにお断りしますが、

私は、これにつきまして、現実の問題と同時に理想の問題、われわれの理想として目標にす

るものとは区別して考えていただきたいと思いま

す。私は、ただいま申し上げますように、日本に

核兵器の持ち込み、核の基地は提供いたしませんけれども、しかし、同時に、この核攻撃に対しまし

て、日本の安全は守られなければならない。その

意味におきまして、アメリカとの間の日米安全保障条約は役立つ、かように考えておりますし、ま

た、今後もそういう状態だと思います。核兵器が

からも日本の安全を保障するというか、守り抜

く、こういう態度でなければならない、かように私は考えております。

次に、この点で、いわゆる国会の決議で核武装政策を絶対にしないという、そういうことをしないか、あるいはまた、アジア・太平洋地域に非核武装地帯を設置してはどうか。さらにまた、核抑止政策を徹底的に批判し、いかなる場合でも、核抑止政策には加担しない、また協力しない、こういうことを誓え、こういうたいへん強い御主張であったかと速記を読んで感ずるのであります。私は、しばしば政府といたしまして申し上げますように、核兵器の持ち込みは絶対にしない、核基地は絶対に提供しない。政府が何度も繰り返して申し上げておるこの点を、国民の皆さまも御了承いただき、またこの程度で御了承いただいて、私は、ただいまのよう決議を今までではなくてもいいのじゃないか、かのように思います。同時にまた、非核武装地帯をつくれ、こういう御意見に對してであります。が、非核武装地帯をつくる、こういう場合には、その所要の地帯における各国が全部参加しなければ意味をなさないし、また、その地域において核保有国があつては、これは意味をなさない。私はかくよろしく考えますので、ただいまのせつからくの御提案でござりますが、さらに十分その必要等を重ねて検討する必要がある、かように私は思っております。

次に、最近のアメリカの対中共政策につきまして、いわゆる十項目というものが掲げられておりますが、これをいかに思つか、どういうように考えるか、こういうお尋ねであります。大事なことは、日本政府が中共に対するいかなる政策をとるかということだと思います。私は、しばしば申し上げておりますように、自主的に独立した中共対策を立てます。かように申しておりますので、自立的な立場において日本が外交政策を遂行しておる、これをよく御理解をいただきたい。アメリカの十項目そのものを私は今日批判することは適当でない、かのように考えております。

四号 質疑 昨二十一日の防衛庁設置法及び自衛隊法の二
また、ベトナム戦乱あるいは中共の核武装等の問題があるが、今後の第三次防衛計画には所要の修正をするかどうか、こういろいろ尋ねあります。私は、ただいままでのアジアにおける各種の変動は、わが国の国防の基本的問題を更にする何ものでもない、かように思いますので、従前同様の安全確保の方針を堅持し、これの充実をはかつていく考えでございます。別に新しいものをつけ加える考えはございません。

次に、起こり得べき脅威に対し有効な防衛力、こういうことをいつも言つておるが、これは一体どういうことなのか。同時にまた、その具体性といいますか、そういうものが現実に起ころる危険性等について説明しろ、こういうお話をあります。私は、わが国の安全を確保する、こういうことが最も大事な場合でありますし、總理といたしましては、安全確保についての全責任を持つておる。かようく考えておりますので、あらゆる場合に対処してわが国の防衛力を整備する、こういう考え方でございます。いわゆる起こり得べき脅威、これは起こり得べき脅威、かようにお考えをいただけたいと思います。

最後に、防衛庁を省にする考え方や、また、この国会に提出する考え方があるかということです。さいますが、省昇格の問題について、私はただいま検討中でございます。

お答えをいたします。(拍手)

○議長(山口嘉久一郎君) 楠崎弥之助君から再質疑の申し出があります。これを許します。楠崎弥之助君。

〔楠崎弥之助君登壇〕

○楠崎弥之助君 特に議長のお許しを得まして、五分間を限つて再質問をいたしたいと存じます。

昨日も申し上げましたとおり、現在の佐藤内閣の安保問題に対する見解は非常に混迷をいたしております。そして、独断があり、ドグマがあります。たとえば、いまも一九七〇年の安保の期限の問題について、もし、あと四、五年あるから十分

部を改正する法律案の趣旨説明に対する質疑につ
どうするかは考へたいとおっしゃるのなら、どう
して最初から、現行安保条約はずつと必要だとい
うような断定を先に下されるのか、それを私ども
は言いたい。安保問題は、昨日も申しましたとお
り、非常に相対的なものでありますから、固定的
にものを考へてはいけないのではないかといふこ
とを、われわれは指摘いたしておるのでございま
す。

さらにもう、昨日も外務大臣が言わされました
が、核戦略体制の中に日本が組み込まれておるこ
とは認められております。核戦略体制の中に組み
込まれておりながら、核戦略には参加しない、こ
れはどういうことなんでしょう。そこに矛盾があ
ると言つておるので。そして、矛盾がないと
おつしやるならば、そういう断定だけではなし
に、なぜ矛盾がないのかの説明をする必要があろ
うと私は思ふ。(拍手)そうすることなしには、國
民に対する説得にはなりません。私が断定であ
り、ドグマであるというのは、そういう点であり
ます。その点の矛盾をひとつ十分説明をし、説明
をしていただきたい。矛盾がないならば説明をし
ていただきたい。それを申し上げておるわけであ
ります。

さらにもう、私は、脅威の実体はあるのかとい
うことを聞いておる。また、脅威の可能性はある
のかということを聞いておるので。二次防の前
文にはそれがちゃんと書いてある。そして、た
とえば中國の核保有の可能性というものについ
て、総理は、これを日本に対する脅威の実体とお
考へになるかどうかということをお尋ねしたので
す。具体的にお答えをいただきたいと存じます。
以上です。(拍手)

○内閣総理大臣佐藤栄作君登壇

【内閣総理大臣佐藤栄作君】 楠崎君にお答えい
たします。

私どもは、積極的に軍備について説明をしたこ
とはございません。社会党の諸君からいろいろ尋
ねられる。それで私どもは答えた。こういう経過

いての答弁及び再
一〇四四

ものではないのだ、こういうことが御了承いくの
じやないかと思います。

また、現実の問題と理想の目標とは、これはた
いへん開きがありますから、私どもおしばしば
申しますように、核兵器が一切なくなること、完
全軍縮が私どもの悲願であります。私どもの理想
であります。しかしながら、現実の問題は、ここ
に核兵器もあり、あらゆる軍備がなされておる。

そういう状態のもとにおいて日本の安全を確保す
る、そのため必要なのは日米安全保障条約だ、
かような結論にならざるを得ない、かように思
ます。(拍手)別に矛盾ではございません。

次に、脅威の実体について説明しろというお話
であります。これは防衛庁長官からお答えしたと
思いますが、中共が核兵器を持つたということ、
それ自身は、日本の防衛にも影響があるといらご
うと思いません。確かに、中共自身がこの核兵器を
持つたということは、日本の防衛に対しましても
影響がある、かように私は考えております。しか
し、私は、今日の状態のもとにおきましても、日
本の在来の考え方には変わりはないのだ、申しま
すならば、日本は防衛的な自衛力は持ちますけれ
ども、攻撃的な戦力は一切持たない。この考え方
には従しておりますし、さらによく、私どもは、
日本自身は核兵器は持たない、核兵器の持ち込み
は許さない、この考え方も從前同様でありますか
ら、中共の核兵器を持ったといふことは、影響の
あることはだれびとも否定はしないと思ひます。
(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君) 昨日答弁を留保した点
がありますので、お答えを申し上げます。

つまり、去る二月十八日の予算委員会におきま
して、櫻崎さんから御質問がありまして、防衛
省の予算の中でも不當のあるいは不正の使用がある

のではないか、かようなことであります。それに
対しまして、会計検査院から再検査するとい
う

言明をいたしておりますのであるが、その再検査の結果いかんと、かようなことでござります。私は、
申しますように、会計検査院について報告を求めたのであります。しかし、会計検査院の報告するところによ
りますと、すぐ調査をしてみた。そうすると、若

干不當な支出をしていることが発見された、かよ
うなことでござります。

その不当の内容は、予算に定められた目を他の
予算にきめられておる目的のために使用して
おるもののが若干ある、こうしたことございま
して、検査院は直ちに防衛庁に対しまして、今後か
かることが再び起らぬよう重に注意する
とともに、防衛庁におきましてもさような措置を
おこなう、かように申しておる、こうしたことござ
います。

右、答弁いたしました次第でござります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

求を中心として、政府の所信をお尋ねいたしま
す。(拍手)

私は具体的に質問をいたしますから、政府にお
いても具体的にお答えを願いたいと存じます。

昨年の物価について、当初、政府は、上昇率を四・二%と見込み、途中手直しして四・五%とい
りますと、すぐ調査をしてみた。そうすると、若
が、これまで、総額三千五百億円にのぼる公共料
金の大幅上昇によって、八%をこえるものと予
想されるのであります。このため、労働者の生活
水準は切り下られ、大多数の家庭にあっては、
主婦が内職をしてからうじて家計を維持している
現状であります。

一体、政府には総合的な物価対策があるのかどう
か、まことに疑わしいといわねばならないと思
います。(拍手)アメリカでは、ベトナム軍需費気
味四・二%の物価が上がつても、インフレインフ
レと大騒ぎをしています。これに比べれば、わが
国の七・六%という上昇は、きわめて異常であり
ます。

佐藤総理、あなたは、三十九年六月の民選公選
裁判候補にあたり、次のような所信を披瀝された
ことを御記憶のことと思ひます。すなわち、あなた
は、池田内閣の所得倍増計画を痛烈に批判し、
たば、恩俸並みの献立で有名な大蔵省メニュー、一
人一日当たり食費百八十六円八十七銭でも、エン
ゲル係数は四二%となるはずであります。また、
生活協同組合や栄養研究所でやつたところでは、
及ぼす圧力はそれほどでもないと言われております。

この発言の根拠になつたものは、総理府統計
局による親子四人の標準世帯を例にとってエンゲ
ル係数三六・二%をはじいたのですが、刑務所並みの献立で有名な大蔵省メニュー、一
人一日当たり食費百八十六円八十七銭でも、エン
ゲル係数は五五%となります。

このように見てまいりますと、政府の賃金、税
金の算定の基礎ははなはだいまいで、かつ、現
実とかけ離れていると考えざるを得ません。所得
の低い層ほど食料費の値上がりに悩まされ、苦し
い生活に追い込まれているのが現実の姿であります。

一体、総理は、庶民の生活現実と遊離した賃
金算定がなされている実態をどうお考えになるの
であります。(拍手)

○海部俊樹君 質問に関する緊急質問(横路節雄君提出)

いたします。

春闘に関する緊急質問を許可いたします。横路
節雄君。

[議長退席、副議長着席]

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま
す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横路節雄君 登壇

私は、日本社会党を代表いたしま
して、現在進行中の三公社五現業労働者の賃金要
求を中心として、政府の所信をお尋ねいたしま
す。

ところが、総理、そのあなたが池田内閣にか
わって内閣を組織して以来、物価はただいま申
上げたように異常に上昇を示しております。朝日
新聞が今月行なった全国世論調査によれば、佐藤
内閣の支持率は、前回の三七%からさらく低下し
て、三〇%になったのであります。(拍手)支持し
ない理由の三分の一が、「物価が上がり生活が苦
しい」となっていることは、いかに現在の政治が
庶民生活を圧迫しているかの端的な証明であります。
特に、台所を預かる婦人の支持率が、三二%
から二二%に大幅に減つてゐることは、注目すべ
き現象であります。(拍手)

佐藤総理、あなたは、御自身、池田内閣の所得
倍増計画を批判されたあの人間尊重の政治的観点
からして、この現実をどうお考えになるのか、ま
た、総合的に物価対策をどう進めるつもりか、具
体的にお聞かせを願いたいのであります。

佐藤総理、あなたは、国会答弁の中で、日本の
エンゲル係数は、物価上昇にもかかわらず、上
がつていい、これはイギリス、フランス並みで、
イタリアよりも低い、だから、物価上昇が家計に
及ぼす圧力はそれほどでもないと言われております。
この発言の根拠になつたものは、総理府統計
局による親子四人の標準世帯を例にとってエンゲ
ル係数三六・二%をはじいたのですが、刑務所並みの献立で有名な大蔵省メニュー、一
人一日当たり食費百八十六円八十七銭でも、エン
ゲル係数は五五%となります。

このように見てまいりますと、政府の賃金、税
金の算定の基礎ははなはだいまいで、かつ、現
実とかけ離れていると考えざるを得ません。所得
の低い層ほど食料費の値上がりに悩まされ、苦し
い生活に追い込まれているのが現実の姿であります。

か、はつきりと御意見を伺わせていただきたいの
であります。（拍手）

さて、現行公労法によりますと、公共企業体等
当局と労働組合は、各種の労働条件を団体交渉に
よつて決定することを基本とすることは、すでに
御存じのとおりであります。それにもかかわらず、
公労法が施行された昭和二十四年以来、賃貸
金問題については、労使の直接交渉によつて自主
的に解決した例はただの一度もございません。私
は、その理由が、まず第一に、政府の低賃金政策
に由来するものであり、第二には、予算上、資金
上の支出を必要とする協約について、三公社五現
業当局にいわゆる当事者能力がないところにある
と考えるのであります。このため、公共企業体労
働者の賃金紛争が、毎年、団体交渉、調停、あつ
せんと、長期間にわたり空軋を続け、結局は仲裁
に持ち込まれてきたのであります。

しかし、公労法はあくまでも労働協約の締結を
否定しているものではありません。それを、あたかも仲裁裁定
でなければ国会の審議権を侵害するかのよう立
場をとつてきたことは、労働者をはじめ、国民を
欺瞞する以外の何ものでもありません。（拍手）政
府が常に公労法十六条をたてにとつて自主解決を
妨げてきた責任たるや、まことに重大であります
す。

私は、この際、政府に対し一つの提案をいたし
てみたいと思います。すなわち、政府においても
し真に労使双方の自主的解決を求めるとするなら
ば、現在の公労法の適用によつても可能だとい
うことがあります。なぜならば、調停の段階において
自主的解決ができないのは、予算総則において
給与総額が定められ、仲裁裁定の実施のみ、
予算の移流用と予備費の使用によつて総額の変更
を認めることになつてゐるからであります。した
た

がいまして、この総則の条文に、協定も仲裁裁定
同様に移流用を認めることを入れれば、問題は直
ちに解決いたします。政府にやる気があれば、當
事者能力についても直ちに解決ができるのであり
ます。これについてなぜおやりにならないのか、

總理大臣の御答弁を願いたいのであります。
次に、御承知のとおり、三公社五現業におきま
しては、その賃金は、公務員、民間などを考慮し
て決定することになつております。今日すでに、
民間賃金の回答を見ましても、昨年を一割五分な
いし二割程度上回ることが予想されています。し
たがいまして、物価の上昇によつて、昨年の三公
社五現業の六・二五%から八・二五%の賃上げは食
い、実質賃金はむしろ一%から二%低下している
のでありますから、物価上昇分だけ見ましても、
最低七・二五%から八・二五%の賃上げは当然で
あります。しかも、民間賃金と比較いたしまして
も、今日の時点においてなお相当の開きがあり、
三公社五現業が千数百円低いことは、公社当局が
すでに認めているところであります。

こうした実態からしまして、当然、政府が調停
段階で問題の解決をはかるうとするならば、これ
らを考慮したものが裁定の基準とならねばなりません。
總理は、この点についていかなるお考えを
お持ちか、また、何を根拠に公労協の賃上げをす
べきか、御見解を承りたいのであります。
政府は、さきに経済の見通しによりましても、
四十一年度の労働所得の伸びは、一人当たり8%
を見込んでおるのであります。政府自体、その經
済成長を達成するためにも、最低限これに見合つ
た賃上げは必要であると考えるのであります。
（拍手）

最後に、私は、最低賃金制度について政府の見
解を伺いたいと存じます。
わが国には、今日、月額二万円以下という低賃
金労働者が約九百万人以上存在しております。確
かに、わが国にも最低賃金法なる法律はあります
が、しかし、それは、わが党が当初より非難して
きたごとく、本来最低賃金制度が具備しなければ
ならない条件を全く欠いてゐるのであります。そ
のため、ILO二十六号条約に違反しているこ
とは、政府自身が認めているところであります
う。

キ權を剥奪し、劣悪な労働条件を押しつけてきた
のであります。ストライキ禁止の根拠として、口
を開けば、事業の社会性、公共性、独占性を指摘
します。これについてなぜおやりにならないのか、

どう違うのでしょうか。電電公社と國際電電は
どことが違うのでしょうか。總理、あなたは明確に
お答えになりますか。ぜひひとつお答えをいただ
きたいと思います。（拍手）

がどう違うのでしょうか。電電公社と國際電電は
どことが違うのでしょうか。總理、あなたは明確に
お答えになりますか。ぜひひとつお答えをいただ
きたいと思います。（拍手）

社会党は、こうした事態を一日でも早く解決す
るために、すでに全国一律の最低賃金法を提案し
ております。労働大臣もまた、中央最低賃金審議
会に、抜本的改善をはかるべく諸問をしておられます
が、あります。今後いかなる方法で改善をはか
るおつもりなのか、お伺いいたします。また、労
働者側との交渉において、全国一律制についても
考へるとの声明をしておられるようあります
が、あわせて、總理からも積極的な御答弁をお願
いいたしたいと思います。

以上数点にわたり、總理並びに関係閣僚から、
納得いきます答弁を期待いたしまして、私の緊急
質問を終わります。（拍手）

○内閣總理大臣佐藤榮作君登壇

最近の経済情勢、また賃金のあり方等から見
て、今日春闌が盛んになつておるのは、これは當
然だというようなお話をございます。私どもは、
あつた、かように思ひますので、ことしの佐藤内
閣に認せられた政治課題は、不況の克服と物価の
安定にありと、かように申しまして、特に力を注
いでまいりましたのであります。予算編成にあたりま
して、随所にこの経済の不況克服並びに物価安
定についての施策が出ておつたと思ひます。十分

皆さま方の御審議をいただいたのでございます。私は、いわゆる高度経済成長は、それなりに効果をおさめたものだ、かように考えておりますし、ことに、産業が高度化したとか、あるいは国民生活が非常に向上したとか、いろいろ点では、何と見のがすことはできない。これがいわゆる企業の経営の悪化を来たしたものだと、あるいは物価の上昇を来たした、あるいはまた生産性の相違による格差の拡大を来たした、中小企業や農業が非常に取り残されたとか、こういうような点も見のがしてはならないと思います。こういう、高度経済成長のいい点があると同時に悪い点があり、それがいわゆる経済のひずみとして指摘された。同時に、これが経済の構造上に影響をもたらして、いわゆる不況がたいへん長い期間もかっても克服できなかつた、こういうような実情にあつたと思ひます。しかし、昨年の秋以来の政府の施策、また、ことしの予算編成並びに国民の協力によりまして、徐々ではあります、不況の克服について明るい見通しを持つたようござります。

(拍手)

また、物価そのものにつきまして、いろいろの御批判はございます。いろいろの御批判はございますが、私どもは、四十年の物価のあり方については大体七・七の上昇だらう、こういう予想を立てましたが、その後だんだんこれを詰めてみますと、七・四あるいはよほど悪く見ましても七・五の程度にとどまるのではないか。すでに物価安定への一つの布石もなされた、かのように私は感じておるのであります。(拍手)しかし、これは何といいましても、国民各界、各方面の御協力がなければ、物価の安定は期すべくもないのです。今後とも、政府の施策と同時に、御協力を心から願つてやまない次第であります。

私は、ただいまの私の政治姿勢についての御批

判は、ただいまのようにお答えすることによりまして御了承を得たい、かように思う次第であります。

次に、公労協の当事者能力についてのお尋ねにご回答をいたします。この点では、お話をどのように十分のものがございません。しかし、政府といたしましては、当事者能力を何とかして付与しようということで努力いたしておりますので、近く有難回答もされる、これをお期待してよろしいでございます。しかし、ただいまのお話にありましたが、公務員制度審議会で基本的な態度を打ち出すまでにおきましても、いまの制度ができるだけ活用いたしまして、ただいまのような有難回答をするとか、また、御提案になりましたよろな、予算総則を改正するとか、いろいろなことも検討はいたしております。しかしながら、私は、予算総則の改正はそり簡単にいいかないと、かのように思っておりますので、この点は、御提案をお預かりして、政府におきましても研究することにさせていただきたいと思います。

次に、なぜこういうことが問題になるのか。申すまでもなく、公共企業として片一方で予算の審議をいただいております。また、その事業計画等につきましても、詳細に国会の意思が反映して、そうして、運営を管理者にまかしたというよりも、その方向において信頼をされておる、こういう立場でございますから、ただいまのよう、予算上あるいは資金上重大なる変化のあるような支出につきまして、国会の御審議あるいは御賛成を経なければならぬ、これは私は当然のことだと思います。

国鉄と私鉄、電電公社と国際電電、この区別をひとつはつきり言え、こういうお話をございますが、これは同じようにひとしく公共事業でござります。しかしながら、公共事業ではあるが、その影響するところが全国的な立場にあるのか、あるいはまたそれが一部のものであるか、こういうところに問題があると思います。したがいまして、

私鉄について許されたことも、國鉄においては許されない。また、國際電において許されることも、電電公社において、全国的なものでござりますから、これは許されない、こういうことがあります。この点は明らかに區別されてしまふべきだ、かように私は思います。

次に、最低賃金制についてのお尋ねでございま
すが、私も、最低賃金制というものはもつて徹底
されなければならないと思います。ただいま中央
最低賃金審議会におきましていろいろ審議をお願
いしておる。これは労働大臣からお願ひしておる
ということであります。政府におきましても重
大な関心を持っておるわけであります。三十四年
に最低賃金審議会の答申が出来まして、政府は完全
雇用という方向でいろいろ努力をした。また、こ
れを充実するということは、いわゆる低賃金労働
者に対する対策、こういふばかりではございません
。ことに、わが国の産業構造から見まして、中
小企業の従業者の賃金を確保する、こういう意味
からも、最低賃金が適正であること、これは最も
望ましい方法であります。これはどうしてもやら
なければならぬ。しかしながら、なかなか業種
が限定されている、こういうようなことでもあります
。過去における実情は必ずしも満足すべきも
のではない。われわれは、今後とも、この制度の
拡充と申しますか、あるいは拡大と同時に、内容
の充実について一そろ努力をしなければならな
い、かよううに思います。

ドライバーの勧告等についての問題でございま
すが、これは、たゞいま公務員制度審議会におき
まして十分審議されつある點でござりますか
ら、私見をこの際述べることは穩當でない、かよ
うに考えますので、答申が出てくるのを待つて、
答申が出てまいりましたら、十分これを尊重して
対処するつもりでございます。(拍手)

で解決したいと言つておるが、具体的にどうするかというお尋ねでござりますが、私は、労働大臣といふ立場からいたしまして、労使間の問題、特に賃金問題等は、原則としては労使間の団体交渉によつて決せらるべきものである。しかるに、公労協に関する賃金問題は、いまや調停段階に御承知のとおりあるわけでござりまするから、でき得ればこの調停段階で解決ができるよう、労使双方とも十分努力をいたすべきである、こういうことを私は申しておるのであります。御指摘のように、従来仲裁までいっておるわけでござりますが、それは最後の段階でござりますから、この調停の段階でも、労使兩者が最善の努力を払い、誠意を払つて、ここで解決ができるよう努力をいたすべきだ、こういうことを私は期待いたしております、こういうことを申し上げておるわけでございます。

國務大臣小平久雄君登壇

で解決したいと言つておるが、具体的にどうするかというお尋ねでござりますが、私は、労働大臣といふ立場からいたしまして、労使間の問題、特に賃金問題等は、原則としては労使間の団体交渉によつて決せらるべきものである。しかるに、公労協に関する賃金問題は、いまや調停段階に御承知のとおりあるわけでござりまするから、でき得ればこの調停段階で解決ができるよう、労使双方とも十分努力をいたすべきである、こういうことを私は申しておるのであります。御指摘のように、従来仲裁までいっておるわけでござりますが、それは最後の段階でござりますから、この調停の段階でも、労使兩者が最善の努力を払い、誠意を払つて、ここで解決ができるよう努力をいたすべきだ、こういうことを私は期待いたしております、こういうことを申し上げておるわけでございます。

ただいま総理からお話をありましたとおり、三公社五現業の当局は、困難な事情のもとで近く有額回答もいたそ、こうして具体的に御検討いただいておるようでござりますから、ここで相当の誠意がやはり示されるものだと私は思います。組合側においてもまた、諸般の事情をよく勘案され、十分ひとつお話し合いを願いたいかようと思つておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇〕

○國務大臣(福田赳氏君) 今回の公労協の賃金決定にあたつて、その基準はどういうふうにするのか、こういうことでございますが、これは、申し上げるまでもない、いま横路さんからお話をありましたが、労使双方の団体協約によつてきまる、こういうことでございます。ただ、その団体協約を行なうにあたりまして、企業体当局のほうでは予算上、資金上の制約がある。これは総理からも申し上げましたが、公共企業体であるといふことから当然のことかと思います。そういう限度におきまして、当事者能力というのはそれだけ制約を受ける。こういうことになりますが、そういう

昭和四十一年四月二十一日 衆議院会議録第四十四号 春闌に関する横路節雄君の緊急質問

(号)外報官

う状態のもとにおいて、この大事な労働協約がうまくいくだろうかという問題がある。そこで政府といたしましては、公務員制度審議会にもはかつて根本的な検討をしてみたい、こういうのであります。が、そういう過程において今日の問題が起つてきておるのであります。しかし、そういう過程中の問題ではございますけれども、まあともかく当事者能力といふものは、今日の制度上、慣行上の制約はありますけれども、その制約の中にござつておるのであります。

おいても、できる限りこれを付与していきたい、そういう考え方のもとで具体的な検討が行なわれております。つまり企業体それぞれが自主的に交渉をする。その交渉にあたりまして、財政問題でありますれば、私のところにも相談がありましょ。私は、それに対し意見を述べるつもりでござりまするけれども、実現していくたい、かように考へておる次第でござります。(拍手)

雇用対策法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、雇用対策法案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求める。労働大臣小平久雄君。

[國務大臣小平久雄君登壇]

○國務大臣(小平久雄君) 雇用対策法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年わが国の雇用失業情勢は、ときには停滞の時期もありましたが、全体としては、雇用の大増加、失業の減少等かなりの改善が見られたところであります。

今後的情勢を概観いたしますと、本春を頂点として新規学校卒業者を中心とする若年労働力の急激な減少及びその学歴構成の変化、平均寿命の伸長による人口構成の高齢化の傾向に加え、技術革新の進展、生産工程の変化等に伴つて、技能労働者等生産部門に従事する労働者の不足が一そく激

化することとなる反面、中高年齢者等の再就職問題などが懸念されるところであります。したがいまして、このままでは、わが国経済の基調が人手不足へ移行する過程において、年齢、職種、産業等によって、労働力需給の不均衡が顕著になり、その結果、労働者が安定した職場での能力を有効に発揮できるようにして、これを通じてその経済的社會的地位の向上をはかることに対する大きな障害となるものと考えられます。

このような事態に対処するため、今後の産業及び労働面における構造的変化等に伴う雇用に関する政策について昭和三十九年二月内閣総理大臣から雇用審議会に諮問したところ、同審議会におきまして二年近くにわたり慎重な審議が行なわれ、昨年末これに關しての答申をいただきました。労働省におきましても、かねてから今後の情勢に即応する雇用対策の方向について検討を加えてきていたところであります。この答申の趣旨を十分に体し、そこに述べられております、「すべての労働者の能力が十分に発揮されて、経済の発展と労働者の福祉の向上を実現していくために『職業能力、職種を中心とする近代的労働市場の形成』『労働力の適応性と流動性の向上』『技術者、技能者の養成と職業指導の充実』等必要な施策を総合的に展開することを内容とする雇用対策の大綱を取りまとめたのであります。

この大綱は、何ぶんにも、雇用対策に関する重要事項でありますので、重ねて雇用審議会にはかり、その御意見を全面的に取り入れて、成案を固め、ここに雇用対策法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、國が雇用に關しその政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡するようになるために必要な施策の基本となるべき事項を定めることとしておりますが、この場合に、職種、技能の程度、その他労働力の質的側面を十分考慮しなければならぬ、かつ、特定の職種、中小規模の事業等に関して特別の配慮を加えることができるることとしております。

また、その策定にあたつては、労働大臣が、広く関係行政機関の長と緊密な連携を保つて案を作成し、雇用審議会の意見を聞き、かつ、都道府県

上をはかるとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とするものであります。なお、当然のことではあります。この法律の適用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性等によって、労働力需給の不均衡が顕著になり、その結果、労働者が安定した職場での能力を有効に発揮できるようにして、これを通じてその経済的社會的地位の向上をはかることとすることとして、必要な効率化が図られるものと考えられます。

このような事態に対処するため、今後の産業及び労働面における構造的変化等に伴う雇用に関する政策について昭和三十九年二月内閣総理大臣から雇用審議会に諮問したところ、同審議会におきまして二年近くにわたり慎重な審議が行なわれ、昨年末これに關しての答申をいただきました。労働省におきましても、かねてから今後の情勢に即応する雇用対策の方向について検討を加えてきていたところであります。この答申の趣旨を十分に体し、そこに述べられております、「すべての労働者の能力が十分に発揮されて、経済の発展と労働者の福祉の向上を実現していくために『職業能力、職種を中心とする近代的労働市場の形成』『労働力の適応性と流動性の向上』『技術者、技能者の養成と職業指導の充実』等必要な施策を総合的に展開することを内容とする雇用対策の大綱を取りまとめたのであります。

この大綱は、何ぶんにも、雇用対策に関する重

要事項でありますので、重ねて雇用審議会にはかり、その御意見を全面的に取り入れて、成案を固め、ここに雇用対策法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、國が雇用に關しその政策

全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずること

により、労働力の需給が質量両面にわたり均衡す

ることを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようになります。

また、その策定にあたつては、労働大臣が、広く

関係行政機関の長と緊密な連携を保つて案を作成し、雇用審議会の意見を聞き、かつ、都道府県

の意見を求めて上閣議で決定しなければならぬこととし、さらに、計画の策定または実施に

関し、労働大臣が関係行政機関の長に対して、所

要の要請をすることができることとして、必要な

施設の総合的な実施及びその実効性を確保するこ

とといたしております。

第三に、労働者がその能力に適合する職業につ

くことができるようになります。企業がその必要

とする人材の確保ができるようにするため、雇用

に関する諸情報の提供とこれに基づく指導援助を

あります。また、國はこの目的を達成するため、職業

指導及び職業紹介の事業、技能に関する訓練及

び検定の事業、労働者の福祉の増進に必要な施

設、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への

適応等を援助するために必要な措置、雇用形態

の改善等を促進するために必要な施設その他労働

者の有する能力を有効に発揮することができ

るようにするために必要な施設を充実することと

及びこれらの施設を総合的に講じなければならない

こととしております。

さらに、これらの施設及びその関連施設を講ず

ることとしましては、國民経済の健全な発展、それ

に即応する企業經營基盤の改善、国土の均衡ある

開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増

大及び地域間における就業機会の不均衡の是正を

はかるとともに、労働者がその能力を有効に発揮

することの妨げとなつている雇用慣行の是正を期

するように配慮しなければならないことを明示し

ているのであります。

第二に、國は雇用対策基本計画を策定しなけれ

ばならないこととし、その中で、雇用の動向を明

らかにするとともに、さきに申し述べました労働

者がその有する能力を有効に発揮することができ

るようにするために必要な施設の基本となるべき

事項を定めることとしておりますが、この場合

に、職種、技能の程度、その他労働力の質的側面を

十分考慮しなければならぬ、かつ、特定の職種、

中小規模の事業等に関して特別の配慮を加えるこ

とができるることとしております。

第三に、國は、若干層の能力の開発向上及び中

高年層の職業への適応性の増進をはかるため、職

業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方

法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資

質の向上等職業訓練を充実するための施策を積極

的に講ずるものとし、また、公共の職業訓練機関

が行なう職業訓練と産業界が行なう職業訓練とが

相互に密接な関連の上で行なわれ、有為な技能

労働者の養成確保がなされるようはかるべきこと

を明らかにいたしております。また、技能を軽視

と技能労働者の地位の向上をはかり、能力を中心とする労働市場の形成を促進するため、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠した技能検定制度を確立し、かつ、その拡充、普及をはかることといたしております。

第五に、産業構造の変化等の過程において生ずる職業転換を円滑にする等、労働者がその能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、職業転換給付金制度を創設し、関係給付の充実をはかることといたしております。

これは、従来、特定の失業者に対して支給してきた就職指導手当、職業訓練手当、職場適応訓練費及び就職のための移転費について必要な充実をはかるほか、その支給対象を拡大するとともに、特定職種訓練受講奨励金、広域求職活動費、訓練受講のための移転費、帰省旅費を新たに加え、制度的に確立しようとするものであります。

第六に、中高年齢者または身体障害者の雇用を促進するため、国が、別に法律で定めるところにより、雇用率を定め、これが達成されるより必要な施策を講ずるものとし、これと並んでこれらの者の適職を選定し公表するとともに、その就職の促進につとめ、また、事業主その他の関係者に対し、その雇い入れを容易にするための援助を行なうことといたしました。

第七に、労働大臣は、身体に障害のある者、新

たに職業につくことをする者、中高年齢の失業者その他職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対する行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることができる」ととし、また、労働者募集に関し、過當な求人競争による弊害を除去するために労働大臣が募集時期について規制することができるようにする等職業安定法に若干の改正を加えているところであります。

第八に、建設業その他事業の実施が季節の制約を受ける業種の労働者が年間を通じて雇用されることを促進するため、事業主に対し、これに必要な設備の設置または整備に要する資金の貸し付けを行なう業務を雇用促進事業団の業務に追加する

ことを促進するため、事業主に対し、これに必要な設備の設置または整備に要する資金の貸し付けを行なう業務を雇用促進事業団の業務に追加する規定を設け、また、その附則において関係法律について所要の整備をいたしております。

なお、この法律案の作成にあたって、雇用審議会のほか、中央職業安定審議会及び中央職業訓練審議会にはかり、その意見を十分尊重しているところであります。今後とも、この法律の施行上の重要事項につきましては、これらの関係審議会に意見を求めるとともに、その施策の実施にあたり関係行政機関とも緊密な連携を保ちつつ、今後の情勢に即応して積極的な雇用対策を展開し、すべての労働者がその有する能力を有効に發揮することができるよう万全を期する所存であります。以上が雇用対策法案の趣旨でございます。(拍手)

雇用対策法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。足

〔足鹿覺君登壇〕

○足鹿覺君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました雇用対策法案について、対して行なわれた職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることといたしまして、内閣総理大臣並びに関係閣僚に対し若干の質問を行なわんとするものであります。

今日、わが国政治が国民に対し解決をはからなければならぬ中心的な課題の一つは、物価の値上がりと經濟不況によつて深まつてゐる生活の不安を具体的に解消することにあると考えるのであります。(拍手)政府は、昭和三十五年以来、国民所得倍増計画に基づく高度成長政策を推進してまいられたのでありますが、政府の見通しとはうらはらに、物価は所得の伸びを上回る激しい高騰を示し、大企業と中小企業との格差をはじめ、社会的構造の二重構造の矛盾は深まり、経済全面にわたる二重構造の矛盾は深まり、不完全就業あるいは不安定雇用の問題や住宅問題は今日なお深刻な状態にあるのであります。この

国民所得倍増計画の破綻に際し、政府は、安定成長への手直しを行なうため、昭和三十九年秋、中期経済計画を策定したのであります。本年一月には、この計画もまた破棄せざるを得ない事態に立ち至つたのであります。このように経済計画をしばしば変更するといふことは、政府に確固たる国民经济に対する基本的な姿勢が確立されていないことをみづから物語るものといわねばならないと存するのであります。(拍手)

このため、政府の統計によりましても、昭和四十年の勤労者世帯の実収入は物価上昇によってマイナスに転じ、勤労階級の生活はいよいよ困難の度を増しているのであります。一方、雇用の面におきましても、昨年の企業倒産は六千百四十一件の多きにのぼつてゐること、本年一月現在における失業保険の受給者が実に七十二万を数え、また、臨時日雇いといふ不安定雇用労働者は昭和三十九年すでに二百六十万人に達しているなど、きわめて憂うべき情勢にあることがわかるのであります。

さらに、農業基本法体制による農民切り捨て政策の結果は、百万に及ぶ出かせぎ農民を生み出しているのであります。これは、わが国の農業と農民の家庭生活を破壊へ追いやるものとして、農業政策上の重要課題であるばかりでなく、低賃金と長時間労働あるいは労働環境の劣悪さと無権利状態といった点から、労働政策上の重要課題でもあるのであります。(拍手)

また、今日全国で八十四万人に及ぶ家内労働者が安い工賃で長時間労働を余儀なくされていることは、出かせぎ農民の問題とともに、労働政策上の緊急課題として把握しなければならないと思ります。

このような不安定な労働情勢は、歴代自民党政府の経済政策及び労働政策が労働者や中小企業を圧迫する方向で推し進められてきたことに基因するといわなければなりません。(拍手)

私は、以上述べましたような事実認識の上に立つて、まず最初に総理大臣にお伺いいたしました。

その第一は、失業はもとよりとして、私がいま申しましたような不安定雇用、不完全就業をいかなる具体的な政策をもつて解消しようときれておられるのか、その構想について伺いたいのであります。すなわち、昭和三十四年、雇用審議会が、完全雇用に関する答申、いわゆる第二号答申において、政府がとるべき雇用政策の方向並びに施策について明らかにしておりますが、政府は、今日まで国民所得倍増計画及び中期経済計画の展開にあたつてこの答申の内容をいかなる形で具体化されれたのか、また、今後この答申を十分に尊重して、これが実現のため努力する強い決意をお持ちであるかどうか、お伺いいたしたいのであります。

第二に、雇用政策に関する ILO 百二十二号条約並びに勧告についてお伺いいたしたい。申しますでもなく、この百二十二号条約並びに勧告の基礎をなしているものは、ILO のフィラデルフィア宣言において明らかにされているとおり、「一

部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」という原則、並びに世界人権宣言における、「何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正且つ有利な労働条件を得、及び、失業に対する保護を受け得る権利を有する。」という原則であります。この雇用に関する国際通意として確立された百二十二号条約について、わが国政府は、この条約が採択された一九六四年のILOの第四十八回総会において賛成したにもかかわらず、今日まで批准を行っていないのであります。このことは国際信義にもよかに批准し、勧告を含めてこの条約の趣旨を内法に反映させる決意をお持ちであるかどうか、お伺い申し上げたいのであります。(拍手)

次に、経済企画庁長官並びに通産大臣にお伺いいたしました。

本法案においては、労働力の需給を均衡させるため、雇用対策基本計画を策定することとなつております。この計画の内容いかんは労働者の死活の運命を握ることは言うまでもありませんが、本法案では、この基本計画と経済計画との関連について、単に調和をはかるといふこととめられておるのであります。いやしくも雇用対策の基本計画を樹立するからには、労働者の職業の安定、生活水準の向上を基本として、これを基礎に国の経済計画全体が確立されるべきであり、経済計画に従事して雇用計画が策定されるようなことが絶対にあつてはならないと考えておるのであります。

(拍手) しかるに、現在、中期経済計画が廃止され、これにかわる経済計画は、まだ策定されておらず、膨大な赤字公債の発行、公共投資の繰り上げ実施などといった場当たり的な政策が、長期的な見通しに立った経済計画との関連性がないまま現状において、雇用対策基本計画と経済計画の関連を具体的にどのようにして処理されるつ

もりでありますのか、また、現在策定中といわれる新経済計画において、雇用計画の目標をどのように設定されておるのか、これを明らかにせられたいのであります。

次に、政府は、地域格差の解消を目的として、いわゆる新産業都市法を制定したのであります。が、この法律の基礎となつた国民所得倍増計画の破綻とともに、新産業都市計画もまた完全に行き詰まりを来たしておることは周知の事実であります。この結果、今日、わが国工業の大半は依然として太平洋沿岸ベルト地帯に集中し、地域格差はさらに拡大する傾向にあるのであります。政府は、新経済計画の中で、地域格差解消の具体策を立てる緊急の問題として、炭鉱、駐留軍、林野、建設、港湾などの各産業における不安定雇用をいかにしてどのよろな政策をお持ちであるのか、御所見を承っておきたいのであります。(拍手)

最後に、労働大臣にお伺いいたしました。

今後の雇用情勢の推移について見ますに、わが国の出生率は、昭和三十八年において、人口千人に對し十七・三人であり、フランスの十八・二人をも下回っているのであります。この出生率の低下によって、新規卒の若年労働力は急激に不足する反面、人口構成の高齢化と技術革新の進展、産業構造の変化に伴い、いわゆる合理化解雇が進行し、一面不足、一面過剰という錯綜した情勢が予想されるのであります。しかるに、現在の若年労働力の不足状態の中であつても、中学卒業者を見ると、大企業の充足率は求人の五割以上が確保されておるにもかかわらず、中小企業は二割程度にとどまつておるのであります。

そこで、第一点として伺いたいのは、このよろな大企業への若年労働力の集中は、若年低賃金労働力の大企業による独占への道であり、したがつて、中小企業における新規卒労働力の確保を困難なものと見ておられる方との関連についてであります。われわれのよろなましい記憶によりましても、最近とみに、航空機事故、炭鉱災害、ダム現場等の災害など多くの労働災害が発生しておりますし、さららしめるとともに、大企業から排除される中高年労働力を低賃金によつて中小企業へと下向移動させる結果となつておるのであります。この二つの問題を解消するための具体的な施措を用意しない

ままに本法案が施行されるならば、大企業と中小企業の格差拡大と中高年労働者の雇用不安はそのままに問題解決の具体的な施措を用意されておるかどうか、この際明確にしていただきたいのであります。(拍手)

第二点として、雇用安定のための総合的施策についてお伺いしたい。冒頭に申し述べましたよう

く、政府が本法案によって真正に完全雇用を達成するといふならば、かねてからわが党が主張しておる最低賃金制の確立、児童手当法及び家内労働法の制定、失業保障の抜本的改善、低家賃公営住宅の拡充、さらには農業政策及び中小企業政策

の転換が必要であると思つてますが、これらの諸点についてどのような施策を考えておられるか、お伺いいたしたいのであります。(拍手)

第三点としてお伺いいたしたい点は、いやしくも雇用政策を考える場合、政策の対象となる労働者の意見が最大限に尊重されなければならないの

であります。しかし、今日すでに多くの労働団体より本法案に対して反対の意見が表明されているのであります。一、政府は、雇用審議会その他の機会において表明されておる労働者の意見をどのようにして本法案に纏められているのか、この際明らかにしていただきたいのであります。

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)】お答えいたしま

す。

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま

ります。いつの時代でも、勤労階級の生活の向上をはかり、またこれの安定を期さないような政治では、これは成功をおさめません。したがいまして、ただいま、三十四年に雇用審議会が答申いたしました完全雇用についての答申の扱い方の問題であります。その後油田内閣におきましては、御承知のように、所得倍増計画、いわゆる経済を振興することによって完全雇用の実をあげようとした。それがいまして、所得倍増計画の進行中におきましても、その問題はたいへんスムーズにいつおつたと思います。そして勤労階級の生活の向上もあった。また、労働条件の改善を行なわれた、かよう思つておられます。したがいまして、こ

に採択された勧告についてのお尋ねでございますが、この百三十二号条約は、その趣旨におきましてはおむね私どもも妥当なものだと、かよろに考えております。しかし、この批准手続の問題になると、やはり我が国の国情に合うかどうか、これを十分検討して、そしてその処置をとるべきものだ、かように思いますので、いましばらく検討させていただきたいと思います。

しかして、今回提案して御審議をいただこうとした、その採択を見ました勧告の趣旨にも関連し、また、かのように私は考えておりますので、どうかこの法案の成立に御協力を願いたいと思います。

の雇用問題についての論議は昨年來の問題だ、あるいは昨年、一昨年程度の問題だ、かように私著えますので、足鹿君の、ただいま、多年にわたる保守党的政策が間違っていた、かような御指摘については、大いに私は異論があるのですから、ただいま申し上げますように、所得倍増計画は、この意味においてはたいへん役立つた、この点を十分御理解いただきたいと思います。今日も、この経済を安定させ、不況を克服させ、これはひとり経済だけ立ち直るということではなくて、これは、国民全体の生活を守り、生活を向上させようそんなどおるのでありますし、ぜひとも安定成長への御協力を心からお願ひする次第であります。

ただいまの雇用審議会におきまして種々の答申が出ておりますが、これを実現するためにも、今回の雇用対策のこの法案はぜひ必要なんだと思います。して、十分内容等について御審議をいただいて、御協力のもとに成立を見るようにしたいと思いま

労働政策が十分に織り込まれなければならぬこと、はもちろんでございまして、その意味において、私どもは、今後見通しをつくります場合に、今回 の雇用対策法等につきまして十分にその趣旨に応じ、経済の実態と調和しながら見通しをつくって

是正というわけにまいらぬと思ひます。としては、新しい経済見通し等につきましては、これらの問題について十分重点を置いていたい、こう存じております。(拍手)

われわれ
しても、
考えてま

しかし、今日取り行なわれております新産業都市の建設計画は、そのものにつきましては順調な進み方をしているのですが、ますけれども、たとえば、基本計画につきまして、工業出荷額を年増加率一三%ないし一六%と見ておりましたが、ほんのその域に達しておりますし、そうした点については必ずしもおくれてはいるわけではございません。ただししかし、地域開発問題はもつと力を入れてやつてまいらなければ、地域間所得格差その他の

労働政策が十分に纏り込まれなければならぬことでもあるんでございまして、その意味において、私どもは、今後見通しをつくります場合に、今回この雇用対策法等につきまして十分にその趣旨に応じ、経済の実態と調和しながら見通しをつくるべきであるつもりでございます。

なお、わが国の将来にわたります労働力の完全雇用といふ問題につきましては、やはり企業がそれぞれの位置におきまして正当な発達を遂げてまいりますことによって達せられる道が開かれると思います。したがいまして、われわれ安定成長を庶幾しております者から申せば、企業間の格差あるいは業種間の格差による賃金の平準化によりまして、就職の機会が平等に与えられることによつて就職問題の流動性が起つて得ると思ひますし、流动の転換を容易にすると思います。そしてその裏づけとして住宅問題が非常に重大な問題にならうかと思います。そうした問題について、経済見通し等におきましても十分検討の上、それらの方向をとつてまいりたい、こう考えておりま

○国務大臣(三木武夫君) 足鹿君の私に対する御質問は二点ござりますが、一つは、工場の適正配置ということに対してもどうするかということです。さういふことです。

現在、工場立地調査法という法律、これを持つてゐる。また、土地造成あるいは工業用水に補助しておりますし、あるいはまた、地方工業開発指導員といふ誘導政策をここに持つておるわけであります。さらに、所得倍増計画の時代に、工業の適正配置構想というのがあつたわけであります。が、事情が違つてしまひましたので、目下これに再検討を加えておる。こういう適正配置に対しての立法あるいは誘導政策、さらに、基本的な構想に再検討を加えて、産業の地方分散、雇用の適正配置を今後積極的に進めてまいりたい所存でござります。

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

まして、不安定な雇用状態の是正をはかるため、雇用形態の改善等を促進するためには必要な施策、これを講ずることを國の責務として規定しているところでありますので、労働省といたしましては、御指摘のような業種について、不安定な雇用を解消するため、就労形態などの適正化、労働条件の改善、労働災害の防止等につきまして、今後一そら総合的な施策を講じてまいる所存でござります。

○國務大臣(小平久雄君登壇) 私に対する御質問の第一点は、中小企業における若年労働力の問題でございますが、若年労働者を含めまして、中小企業における労働力の確保につきましては、その労働条件及び労働環境の整備によって、中小企業が魅力のある職場となることが基本的要件でございます。このためには、まず中小企業の近代化と生産性の向上をはかることが肝要であると考えます。労働省いたしましては、從来から、中小企業における労働力確保のため、集団求人方式の推進、事業内職業訓練の助成等による労働力の充足につとめるとともに、労働条件、労務管理の改善、福祉施設の充実等を通じて、中小企業が魅力ある職場となるようにつとめてまいったところでござります。この雇用対策法案におきましては、我が国が雇用対策基本計画を作成することとし、その中で、中小企業の労働者の確保、その職業の安定と地位の向上等について特別の配慮を加えることを規定しておりますので、その趣旨に沿つて、総合的に必要な施策をより積極的に推進してまいりたいと考えております。

第二の問題は、いわゆる不安定雇用の解消策いふかんということでございますが、雇用対策法案におきましては、雇用審議会の答申の趣旨に基づき、大企業と中小企業の格差は正の道はない、こういうことで努力をいたしておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣藤山愛一郎君登壇

昭和四十一年四月二十二日衆議院会議録第四十四号

雇用対策法案の趣旨説明に対する足鹿覺君の質疑

質問の第三点は、総評などが、雇用審議会等に招きまして、今回の法案について反対の意見を述べたが、それをどう取り入れたかという点でござります。本法案の当初案に対しましては、雇用審議会における審議の過程等を通して、労働者側委員から、そのねらいが労使調達にあるのではないが、あるいはまた、完全雇用を達成するために必要な総合的な施策に欠けるものがあり、労働者の福祉の増進にとって好ましくない結果となるおそれがあるなど、種々御意見が出されたところでございます。政府といたしましては、このような意見を含め、慎重な審議を経て去る三月二十二日提出されました雇用審議会の第八号答申を全面的に尊重し、前述のような懸念のないよう修正の上、本法案を作成したのでござります。元来、本法案は、労務調達的意図を持ったものは絶対にないのですが、一部に、いま述べましたような御懸念もございましたので、そういう心配のないように、今回の方策中にこれを明記いたしましたのでござります。

○明説を省略した議長の報告

○出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 栄作君

大蔵大臣 福田 超夫君

通商產業大臣 三木 武夫君

労働大臣 小平 久雄君

國務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 松野 勉三君

午後三時四十八分散会

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) ここで御指摘のありました点につきましては、十分これを取り入れたつもりでござります。

なお、最後に、労働問題について警察が介入することがあるとか、あるいは災害が多いとか、こういうぐあいで、労働保護法が厳正に守られなければ、雇用安定法ができるもだめではないかということでおこざいますが、この両者の間には密接な関連のあることは当然でございます。われわれは、一方におきましては、労働者保護法の十分な施行と相まちまして、この法案を十分また活用して、その所期の目的を達成いたしたいと考えております。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告

○朗読を省略した議長の報告

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて警察が介入することがあるとか、あるいは災害が多いとか、いろいろあいで、労働保護法が厳正に守られなければならないかといえば、雇用安定法ができるもだめではないかといふことでございますが、この両者の間に密接な関連のあることは当然でございます。われわれは、一方におきましては、労働者保護法の十分な施行と相まちまして、この法案を十分また活用して、その所期の目的を達成いたしたいと考えております。(拍手)

○副議長(園田直君) 以上で、この問題は終了いたしました。

出席国務大臣

内閣總理大臣	佐藤	榮作君
大蔵大臣	福田	赳夫君
通商産業大臣	三木	武夫君
労働大臣	小平	久雄君
國務大臣	藤山愛一郎君	
國務大臣	松野	賴三君
出席政府委員		
内閣法制局長官		
高辻		
正巳君		

(指名通知)

(指名通知)
一、昨二十一日、本院は離島振興対策審議会委員
に衆議院議員大柴滋天君を指名した旨内閣に通

川俣 清音君 決算委員
山本 幸一君 山口シヅエ君 華山 親義君
山本 幸一君 森本 靖君

山口シヅエ君
華山 親義君
森本 幸一君
靖君

華山 総裁君
森本 鋼君
篠君

昨二十一日、議長において、次の特別委員の
選任を許可した。

辞任を許可した。
災害対策特別委員
石炭対策特別委員
落合 寛茂君

災害対策特別委員会
石炭対策特別委員会
芳賀 貢君
田原 春次君
落合 寛茂君

石炭委員特別委員
芳賀 貢君 田原 春次君

(特別委員補欠選任)

昨二十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

員の補欠を指名した。
災害対策特別委員
石炭対策特別委員
川崎 寛治君

災害文部省特別委員
石炭対策特別委員
田原 春次君
川崎 實清君
芳賀 貢君

田原 春次君 芳賀 貢君

(議案送付)
昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。

昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律
案(農林水産委員長提出)

農林水産委員長提出
農林水産委員長提出
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員長提出) 昨二十一日、参議院に送付した本院提出案は辰林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員長折り
昨二十一日、参議院に送付した本院提出案は
次の通りである。

次の通りである。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農業協同組合併成法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

昨二十一日、参議院に送付した内閣提出案は
次の通りである。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改

正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する

法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

案

(緊急質問提出)

一、今二十二日、提出した緊急質問は次の通りで

ある。

春闘に関する緊急質問(横路節雄君提出)

昭和四十一年四月二十二日 衆議院会議録第四十四号

一〇五四

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
(ただし良質紙)	(配送料)	三十円
<hr/>		
<hr/>		
発行所	東京都港区赤坂葵町二番地	
大蔵省印刷局	電 話 東京 五八二 四四二二六	